

奈良市地域公共交通会議の概要

| | |
|-----------|--|
| 審議会等の名称 | 奈良市地域公共交通会議 |
| 設置目的、担当事項 | 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な事項の協議 |
| 設置根拠法令等 | 奈良市附属機関設置条例 |
| 設置年月日 | 平成29年4月1日 |
| 委員数 | 16人 |
| 任期 | 3年 |
| 委員構成 | (1) 国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局長又はその指名する職員 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 (3) 市民又は利用者の代表者 (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 (5) 道路管理者 (6) 本市を管轄する警察署長又はその指名する警察官 (7) その他市長が必要と認める者 |
| 公開・非公開の別 | 公開 |
| 担当課 | 市民生活部交通政策課 |